

本改正案による改正後の大学等における修学の支援に関する法律附則第五条による改正・対照表

○ 独立行政法人日本学生支援機構法（平成十五年法律第九十四号）（抄）

（傍線部分は改正部分、網掛部分は追加の改正部分）

改正後の大学等における修学の支援に関する法律による改正	改正前の大学等における修学の支援に関する法律による改正	現 行
（学資の支給）		
第十七条の二 第十三条第一項第一号に規定する学資として支給する資金（以下「学資支給金」という。）は、大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第八号）第二条第三項に規定する確認大学等（以下この項において「確認大学等」という。）に在学する優れた学生等であつて経済的理由により修学に困難があるもののうち、文部科学省令で定める基準及び方法に従い、特に優れた者であつて経済的理由により極めて修学に困難があるものと認定された者（同法第十五条第一項の規定による同法第七条第一項の確認の取消し又は確認大学等の設置者による当該確認大学等に係る同項の確認の辞退の際、当該確認大学等に在学している当該認定された者を含む。）に対し	第十七条の二 第十三条第一項第一号に規定する学資として支給する資金（以下「学資支給金」という。）は、優れた学生等であつて経済的理由により修学に困難があるもののうち、文部科学省令で定める基準及び方法に従い、特に優れた者であつて経済的理由により極めて修学に困難があるものと認定された者（同法第十五条第一項の規定による同法第七条第一項の確認の取消し又は確認大学等の設置者による当該確認大学等に係る同項の確認の辞退の際、当該確認大学等に在学している当該認定された者を含む。）に対し	（学資の支給）
第十七条の二 第十三条第一項第一号に規定する学資として支給する資金（以下「学資支給金」という。）は、優れた学生等であつて経済的理由により修学に困難があるものと認定された者に対して支給するものとする。	第十七条の二 第十三条第一項第一号に規定する学資として支給する資金（以下「学資支給金」という。）は、優れた学生等であつて経済的理由により修学に困難があるものと認定された者に対して支給するものとする。	（学資の支給）

て支給するものとする。

2・3 「略」

4 第一項の文部科学省令及び前二項の政令

を定めるに当たっては、配偶者と死別し、
又は離婚した後婚姻をしていない者、婚姻
によらないで父又は母となつた者であつて
現に婚姻（届出をしていないが、事実上婚
姻関係と同様の事情にある場合を含む。）を
していないもの等により生計を維持する学
生等が置かれている経済的な状況を踏まえ
るとともに、これらの学生等の間に不均衡
が生じないよう適切な配慮をしなければな
らない。

て支給するものとする。

2・3 「同上」

〔新設〕

2・3

〔同上〕